

松阪市公告

令和 7 年度市民税・県民税納税通知書等の発送について調査した結果、住所及び居所等が不明であるため、地方税法第 20 条の 2、市税条例第 18 条の規定により公示送達します。

令和 8 年 6 月 12 日

松阪市長 竹上 真人



記

1. 送達書類及び送達を受けるべきものの明細については別紙のとおりです。
2. 公示した納税通知書等は、総務部市民税課に保管してありますので、出庁のうえ受領してください。

